

長崎県とメットライフ生命保険株式会社との包括連携に関する協定書

長崎県（以下「甲」という。）とメットライフ生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力し、地方創生を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接に協力しながら双方の資源を有効に活用することにより、県民が長く健康で豊かに生きがいを持って活躍できる地域社会の実現と、これからの長崎県を担う人材の育成等に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力して取り組むこととする。

- （1）県民が長く健康で豊かに過ごすための支援に関すること
- （2）次世代を担い、産業を支える人財育成に関すること
- （3）地域活性化に関すること
- （4）その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲及び乙は、県内市町、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組にあたり相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があり、これを第三者（弁護士、会計士、税理士その他の外部専門家を除く。また、乙においては、乙の関連会社を含まないものとする。）に開示、漏えいしないことを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。なお、本協定において秘密情報とは、開示者より受領者に開示される、漏えいにより開示者の損失となる一切の情報をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報にはあたらないものとする。

- （1）公知の情報または開示者から開示もしくは提供を受けた後、受領者の責によらないで公知となった情報
- （2）開示者から開示または提供を受けた時点で、既に受領者が所有していた情報

- （3）第三者に対する開示または提供について、開示者の事前の承諾を得た情報
- （4）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに開示または提供を受けた情報
- （5）秘密情報によらずして、受領者が独自に取得し、または創出した情報
- （6）秘密情報から除かれることを相互に確認した情報

（協定の有効期間及び解約）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、本協定の有効期間を期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが前項の有効期間に関わらず本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲乙協議のうえ、本協定を変更することができるものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月26日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事
中村 法道

中村法道

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
メットライフ生命保険株式会社
代表執行役 会長 社長 最高経営責任者
ディルク・オステイン

